

申請書記入日を記載してください。

令和5年 月 日

三重県知事 宛て

高校生等奨学給付金受給申請書

早期給付

申請者は「保護者等」です。

【申請者(保護者等 原則父母)】(には該当する箇所にし点を付けてください。)

ふりがな	みえ たろう	生年月日		R	親権者(父) 未成年後見人 主たる生計維持者 その他()	親権者(母) 未成年後見人 未成年後見人である里親 生徒本人 ()
名前	三重 太郎	昭和50年 7月 5日	高校生等との関係			
住所	〒514-8570 電話番号: 059-224-2161 (日中連絡可能な番号を記入してください) 三重県津市広明町13番地					

申請内容について、連絡することがあります。

申請者以外の保護者等の情報を記入してください。

【申請者以外の保護者等 (原則父母)】(には該当する箇所にし点を付けてください)

ふりがな	みえ はなこ	生年月日		R	親権者(父) 未成年後見人 主たる生計維持者 その他()	親権者(母) 未成年後見人 未成年後見人である里親 ()
名前	三重 花子	昭和51年 9月 10日	高校生等との関係			
住所	〒 電話番号: - - (日中連絡可能な番号を記入してください) 三重県 同上					

対象となる高校生等の情報を記入してください。

専攻科の場合は「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等】(には該当する箇所にし点を付けてください。)

ふりがな	みえ じろう	生年月日	平成19年 6月 9日	在学期間	令和5年 4月 ~ 令和8年 3月 卒業見込	Rなし	1回	2回	3回	4回	不明	
名前	三重 次郎	R5.4.1現在(15歳)										
在学する学校	種類 私立	学校名 三重北高等学校	学年 1年	R	高等学校 中等教育学校 高等専門学校	専修学校(高等課程) 専修学校(一般課程) 各種学校	R	全日制 定時制 通信制 専攻科	課程・学科			
過去の高等学校等における在学期間	国立 公立 私立	学校名	課程・学科	全日制定時制	通信制 専攻科	在学中に給付金を受給した回数	なし	1回	2回	3回	4回	不明

現在通っている高等学校等の他に以前通っていた高等学校等がある場合は記入してください。

【申請額】(には該当する箇所にし点を付けてください。)

世帯種別	学校区分等	世帯区分	申請区分	申請額
生活保護(生業扶助)受給世帯	専攻科以外	専攻科以外に通う高校生等がいる生業扶助受給世帯		13,150円
非課税世帯	通信制・専攻科	通信制・専攻科に通う高校生等がいる非課税世帯		13,025円
		通信制・専攻科以外に通う第1子の高校生等がいる非課税世帯		34,400円
	通信制・専攻科以外	通信制・専攻科以外に通う第2子の高校生等がいる非課税世帯	R	38,000円

第2子とは、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の通信制及び専攻科以外の高校生等がいる非課税世帯(生業扶助受給世帯は除く)

【扶養親族の状況について】

認定基準日(R5.4.1)において、高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。

扶養している子どもの氏名	対象生徒との続柄	生年月日	年齢 R5.4.1現在	職業又は学校名 (高校生等の場合は学年等)	課程
三重 一郎	兄・弟 姉・妹	平成13年8月7日	21 歳	津大学 4年生	通信制 通信制以外
三重 愛子	兄・弟 姉・妹	平成18年4月8日	16 歳	津北高等学校 2年生	R 通信制 通信制以外
	兄・弟 姉・妹	年 月 日	歳		通信制 通信制以外
	兄・弟 姉・妹	年 月 日	歳		通信制 通信制以外
	兄・弟 姉・妹	年 月 日	歳		通信制 通信制以外

扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、1人の方について状況確認できる書類(健康保険証等の写し)を添付してください。対象生徒の健康保険証の写しも必要です。

誓約（同意）事項の内容をよく確認の上、レ点をつけてください。レ点がない場合は受理できません。

様式1-県外早期（裏）

次のことを誓約（同意）の上、高校生等奨学給付金を申請します。

次の6点を確認の上、 にレ点をつけてください。

- R この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- R この申請書に虚偽の記載があった場合は、三重県の求めに従いその全額を即時返還します。
- R 私は三重県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行ってありません。
- R この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- R 審査に必要な事項について、自治体、福祉事務所、高等学校等へ照会することに同意します。
- R 当該申請について提出した書類の返却を求めません。

生活保護受給世帯はこの欄にレ点をつけてください。

【保護者等の収入の状況について】（該当する にレ点をつけてください。）

受給生活世帯扶助	<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることが確認できる証明書を提出します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p>生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書又は生活保護受給証明書</p> </div>
----------	--

非課税世帯は内容を確認して、レ点をつけてください。

下記内容を確認の上、 にレ点をつけてください。

R	私の世帯は、4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
---	--

(2) 次の者の課税証明書を提出します。

R	<p>親権者（両親）2名分</p> <p>親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚、死別により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合 <p>[理由]</p> <p>（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は 又は のいずれかに レ印をつけてください。</p>
	<p>未成年後見人（ ）名分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
	<p>生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分</p> <p>生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合</p>
	<p>主たる生計維持者1名分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
	<p>生徒本人</p> <p>親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合や、成人に達している場合等</p>

(3) 次の理由により、課税証明書を提出しません。

R	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
---	---

非課税世帯は ~ のいずれかにレ点をつけてください。

非課税世帯

専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【扶養親族の状況について】は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の～は除きます。

児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
法人である未成年後見人
民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ (1)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

- ハ (2) に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2) の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書を提出できない場合」は、(2) 及び の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

- ニ (2) 、 又は に該当するときは、保護者等全員の課税証明書を添付してください。

- ホ (2) 又は に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。
ひとり親等の場合は父又は母のみ）
生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

- (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

(2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

(3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

(4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

□ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

ハ 【生計維持者の収入の状況について】 に該当するときは、父母全員の課税証明書を添付してください。

ニ 【生計維持者の収入の状況について】 に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、又は のうちいずれか該当するものを選択してください。

ホ 【生計維持者の収入の状況について】 又は に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例

令和5年 5 月 1 日

振込口座届

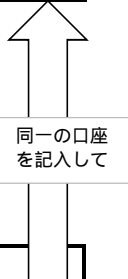
三重県知事 宛て

高校生等奨学給付金を、下記の口座へ振り込まれるようお願いいたします。


申請者氏名 (保護者等)	三重 太郎				
生徒名	三重 次郎	学校名	三重北高等学校	全日制 定時制 通信制 専攻科	1年

口座名義 <small>下記5参照要</small>	口座名義(カナ)	口座番号					
三重 太郎	ミエ タロウ	0	1	1	1	1	1
金融機関名		本支店名				預金種目	普通 貯蓄
銀行		津支店					
銀行番号コード		支店コード・番号					

- 1 太枠内の該当項目について記入してください。
- 2 口座番号は右詰めにし、6ケタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ケタでご記入ください。
- 3 振込口座は、保護者等の名義の普通預金口座に限ります。(定期預金は登録できません。)
- 4 ゆうちょ銀行を振込口座に指定する場合は他銀行からの振り込み用口座番号を別途取得して頂く必要があります。
- 5 口座名義は奨学給付金の申請者です。申請者以外の口座を指定する場合には別途委任状(様式5)を提出してください。



【通帳の写】



店番	科目	口座番号	税区分	通帳優限度額
000	普通預金	111111	分離課税	円

おなまえ
ミエ タロウ 様

お客様番号
123456

発行日 26年 4月 23日

株式会社 **銀行** 株式会社

取引店 **津支店**

電話 059 224 2827

(銀行 銀行コード 8888)
通帳発行店 777

印紙税申告納付につき津税務署承認済

通帳作成他
津市広明町13番地
株式会社 銀行

コピー

記載例

委任状は、申請者以外の口座を指定する場合に提出が必要です

令和 5 年 5 月 1 日

委任状

三重県知事 宛て

【保護者等】

住所 三重県津市広明町 1 3 番地

名前 三重 太郎

生年月日 昭和50 年 7 月 5 日

生徒名	三重 次郎			
在学している 学校名	三重北高等学校	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	普通 科 学科	1 年 A 組

生徒毎に、委任状を作成してください。

次のいずれかをチェックしてください。

をチェックした場合は受任者の振込口座届（様式 4）も併せて提出してください。

高等学校等へ委任する場合のみチェックしてください。

高校生等奨学給付金の受領を、保護者等が負担する授業料以外の教育費に充当するよう
学校長に委任します。（三重県内の高等学校のみ）

高校生等奨学給付金の受領を、下記の者に委任します。

【受任者】

住所 〒

三重県栄町1丁目954番地

名前 三重 花子

電話番号 059 224 2161

日中連絡可能な番号を記入してください。

申請者と口座名義人が違う場合はこちらにチェックを入れて、受任者を記入してください。

記載例

15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹に係る 国民健康保険の健康保険証の世帯主氏名が、扶養している父母(保護者等)でない場合は、提出してください。

令和 5 年 5 月 1 日

扶養誓約書

三重県知事 宛て

【申請者(保護者等)】

住所 三重県津市広明町13番地

名前 三重 太郎

私が主として、下記の者を扶養していることを誓約します。

記

被扶養者 (給付金対象の 高校生等)	住所	三重県津市広明町13番地	氏名	三 重 次 郎
被扶養者 (15歳以上(中 学生を除く)23 歳未満の兄弟姉 妹)	住所	同上	氏名	三 重 一 郎

上記のとおり、事実に相違がないことを誓約します。

【理由】

私、三重太郎は、世帯主である父三重惣右衛門と同一世帯で生活しています。
令和5年4月1日現在、〇〇大学に在学している息子(兄)三重一郎及び〇〇
高等学校に在学している息子(弟)三重次郎は、現在収入がないため、私が扶養
しています。